

## 公益財団法人医学教育振興財団会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人医学教育振興財団定款第44条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会手続)

第2条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

### (一般会員の会費)

第3条 一般会員の年会費は、45万円とする。

### (賛助会員の会費)

第4条 賛助会員の年会費は、種別に応じ次の各号のとおりとする。

(1) 団体 1口年 30万円

(2) 個人 1口年 10万円

2 賛助会員は年会費を毎年5月末までに納入するものとし、事業年度開始後入会する場合は、入会申込と同時に納入するものとする。

3 賛助会員が退会した場合は、既納の会費は返還しない。

### (会費の使途)

第5条 第3条及び第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### (退会)

第6条 賛助会員は、所定の届出により退会することができる。

### (改廃)

第7条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成30年11月30日から施行する。